

境界立会謝金支給要領

公共事業用地の買収に伴う境界立会謝金（報償費）の支給について

平成11年3月23日

公共事業の施行に伴い土地を買収する場合に行う境界の確認作業に関係土地所有者の立会いを求めた場合には、下記要領によって立会謝金（報償費）を支給できることとなったので通知します。

記

境界立会謝金支給要領

1. 立会謝金の支給基準額は、次のとおりとする。
半日につき 2,500円
1日につき 5,000円
2. 予算は、当該用地に関する事業の報償費とする。
3. 支払方法については、地方自治法施行令第161条第7号の規定に基づき、資金前渡により支払うものとする。
支払手続きについては、千葉市予算会計規則の定めるところによるものとする。

立会謝金（報償費）に対する源泉徴収の取扱いについて

平成11年3月23日

公共事業用地の買収に伴う境界立会謝金（報償費）の支給については、平成11年3月23日に通知したところではありますが、この支給額に対する所得税法に規定されている源泉徴収については、同法第28条及び第204条の規定に該当しないため源泉徴収を要しないので事務処理に遺憾のないよう通知します。